

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、将来にわたり企業価値を向上させ社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、経営理念、社是、法令遵守等の重要性を全社的に啓発し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

政策保有株式については、当社事業戦略や取引先との事業上の関係において、当社の事業活動または財務活動の取引強化に資するかどうかを判断したうえで保有しております。保有している株式については、事業環境の変化を踏まえ、個別の銘柄毎に保有の意義や経済合理性等を検証したうえで、保有目的が適切であること、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っていること、発行会社との関係強化、事業上のシナジーが認められる場合に限り、保有いたします。

また、取締役会において、期末時点で当社が保有する上場有価証券の状況を報告のうえ、上記方針に基づいて保有の適否を判断しております。その検証結果等に基づき、保有意義が希薄化したと判断される株式については、株価や市場動向を総合的に判断したうえで売却を検討いたします。

(2) 政策保有株式に係る検証の内容

取締役会において、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等について、定量・定性の両面から具体的に精査し、定期的に保有の適否を検証しております。

(3) 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権については、以下の「議決権行使ガイドライン」に従い、発行会社および当社の企業価値に与える影響等を総合的に判断し、実施いたします。

また、適切な対応を確保するために、議決権行使結果を取締役会において報告することとしております。

< 議決権行使ガイドライン >

当社は、政策保有株式の議決権について、以下の基準に基づき、各議案ごとに適切に賛否を判断し、行使する。また、議決権行使結果については、取締役会において報告するものとする。

1. 当社の保有目的に適用のものであり、かつ株主としての当社の中長期的な企業価値向上に資するものであること。
2. 発行会社の経営方針等を十分に尊重したうえで、発行会社の中長期的な企業価値向上に資するものであること。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、次のプロセスを経て承認しております。

- (1) 関連当事者が当社との間で競業取引および利益相反取引を行う場合、会社や株主共同の利益を害さないことを確認する。
 - (2) 取引の重要性やその性質を踏まえて、取締役会で、取引条件等を決定する。
 - (3) 取引条件等について法定の開示を行う。(株主総会招集通知、有価証券報告書等)
 - (4) 本手続きの枠組みを、「コーポレートガバナンス報告書」等により、開示する。
- 上記の手続きを踏まえた監視は、取締役の相互牽制により果たされます。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることの重要性を十分に認識しており、以下の取組みを行っております。

当社の企業年金は全て、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に委託しております。当社は、企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、財務担当役員をはじめ年金運用の目的やプロセスに関する適切な資質を持った人材を登用し、各運用機関の年金運用の方針・実績等に関する報告を通じて、総合的に評価・モニタリングを行っております。また、個別の投資先選定や議決権行使については、運用機関へ一任することにより、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、経営の透明性を確保し社会的責任を果たすためには、適切な情報開示が必要であると考えております。

それぞれの項目についての状況は以下のとおりとなっております。

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

社是、経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料、招集通知等にて開示しております。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書および招集通知等において開示しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等に関する方針と手続については、コーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書等において開示しております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
 経営陣幹部の選解任、取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。
 ()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
 経営陣幹部の選任、取締役候補の指名を行う際は、個々の選任・指名理由を株主総会招集通知の参考書類で開示しております。また、経営陣幹部の解任を行った場合には、適時適切な情報開示を実施するものいたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規程」を制定し、取締役会の決議事項を明確にし、その他の決裁事項については経営陣に委任しております。
 経営陣は、業務分掌、取引の規模等に応じた決裁権限をもち、経営にあっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、独立社外取締役候補者の独立性については、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準の規定を遵守し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基準として判断しております。
 また、候補者の資質については、会社経営に精通した者あるいは当社の経営に相応しい専門的な知見を有する候補者を選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

取締役会は、開発、生産、営業、管理、海外等の分野ごとに経験と実績を兼ね備えた者や財務・会計・法務に関する十分な知見を有する公認会計士や弁護士で構成されているとともに、女性取締役や海外経験のある取締役を選任するなど、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模等のバランスを保っております。

取締役候補に関しては、取締役として、的確かつ迅速な意思決定、適切なりスク管理、業務執行監視等を遂行する能力と実績、また、業務執行者として、担当部門・事業領域の責務を全うする能力、実績等を総合的に考慮し選任することとしております。

社外取締役候補に関しては、高い見識と出身分野における豊富な知識と経験を有する者を選任することとしております。

また、取締役候補の選任については、「指名・報酬委員会(委員の過半数が社外取締役で構成)」を設置し、取締役会より同委員会に対して指名候補者の選任等について諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

株主総会招集通知において、各取締役の他の上場会社を含む兼任状況を開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たすために、取締役会の機能状況を毎年定期的に検証し、その結果分析を踏まえ、問題点等の改善の措置を講じていくという継続的なプロセスの一環として、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

2020年12月期の取締役会の実効性評価の結果の概要は以下のとおりです。

< 評価対象 >

取締役12名(監査等委員5名を含む)および取締役を兼務しない執行役員5名

< 評価項目 >

取締役会の構成と運営 経営戦略と事業戦略 企業倫理とリスク管理 業績のモニタリングと経営陣の報酬 株主等との対話 総括

< 分析・評価結果の概要 >

分析の結果、昨年と比較し、ポジティブサイドの評価の合計割合は増加していることから、取締役会の実効性は概ね確保できており、かつ向上していると評価いたしました。一方で、今後も継続的に取り組むべき課題があることを認識しております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針】

取締役・執行役員を対象とした研修会や、時事の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会を適宜実施しております。

また、社外講習会や交流会に参加する機会を設け、必要な知識の習得および役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、社長直轄部門である経営企画室をIR担当部門としております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を半期ごとに開催するとともに、適宜、国内外の投資家訪問を実施することを基本方針として、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

また、株主からのフィードバックについては、部門責任者会議等で適宜共有しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トルク株式会社	5,293,700	10.86
株式会社みずほ銀行(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	2,435,700	4.99
株式会社三菱UFJ銀行	2,165,700	4.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,716,800	3.52
日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,388,600	2.84
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,237,700	2.53
SMBC日興証券株式会社	1,014,000	2.08
岡部 和子	1,004,696	2.06
第一生命保険株式会社(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	870,200	1.78
岡部協力会社持株会	756,686	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

上記[大株主の状況]は、2020年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
 当社は、自己株式を5,059,330株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山崎 克之	弁護士											
辻 希	弁護士											
石本 哲敏	弁護士											
野田 弘子	公認会計士											
長谷川 直哉	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

山崎 克之		丸の内第一綜合法律事務所 パートナー	<p>(社外取締役選任理由) 山崎克之氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>(独立役員指定理由) 山崎克之氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのないことから、独立役員に指定しております。同氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識に基づき、客観的・中立的な立場から、独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>
辻 希		希 NOZOMI 法律事務所 代表弁護士	<p>(社外取締役選任理由) 辻 希氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者に選任しております。</p> <p>(独立役員指定理由) 辻 希氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのないことから、独立役員に指定しております。同氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識に基づき、客観的・中立的な立場から、独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>
石本 哲敏		石本哲敏法律事務所 代表弁護士	<p>(社外取締役選任理由) 石本哲敏氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>(独立役員指定理由) 石本哲敏氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのないことから、独立役員に指定しております。同氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識に基づき、客観的・中立的な立場から、独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>

野田 弘子		プロピティコンサルティング株式会社 代表取締役	<p>(社外取締役選任理由) 野田弘子氏は、長年にわたる公認会計士および企業経営者としての職歴を通じて、豊富な経験と財務・会計に関する相当程度の知見および企業経営に関する十分な見識を有しておられることから、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>(独立役員指定理由) 野田弘子氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのないことから、独立役員に指定しております。同氏は公認会計士の資格を有しており、財務・会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識に基づき、客観的・中立的な立場から、独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>
長谷川 直哉		法政大学人間環境学部人間環境学科教授	<p>(社外取締役選任理由) 長谷川直哉氏は、サステナビリティ経営、CSR(企業の社会的責任)、企業倫理および企業家史を専門分野としており、高い見識および専門性を有しております。なお、同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、企業人としてまた学識経験者として豊富な経験を有しておられることから、当社グループの企業価値を高めるSDGs戦略の構築に必要な人材であると判断し、同氏を社外取締役に選任しております。</p> <p>(独立役員指定理由) 長谷川直哉氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのないことから、独立役員に指定しております。同氏は、サステナビリティ経営、CSR(企業の社会的責任)、企業倫理および企業家史を専門分野としており、SDGs戦略に精通し、企業経営を統治する十分な見識に基づき、客観的・中立的な立場から、独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて職務補助のため、監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員の意見を尊重するものとしております。なお、監査等委員は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請できるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(監査等委員監査)

監査等委員監査については、監査等委員である取締役5名(うち独立社外取締役4名)で監査等委員会を構成し、監査等委員は監査等委員会が定めた監査方針のもと、年度の監査計画に基づき年間を通じて監査を実施しております。

常勤監査等委員は、重要な決裁書類の閲覧、国内外の事業所・関係会社等への往査、各事業部門へのヒアリング等を行っております。

また、常勤監査等委員および非常勤監査等委員は、取締役会等その他重要な会議に出席し、豊富な経験および専門性を背景に意見の表明を行う等、会議体の意思決定の適正性の確保および取締役の業務執行の監査を実施しております。また、会計監査人から監査計画の説明や監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて意見交換等を行うなど、会計監査人との緊密な連携を図っております。

(内部監査)

内部監査については、代表取締役社長執行役員直轄部署の「内部監査室」(担当者3名)が国内外の事業所・関係会社等に対して日常業務の適正性、経営の合理性、債権管理等の監査を実施し、代表取締役社長執行役員に報告および提言を行うとともに、必要に応じて部門責任者会議等に報告しております。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応については、内部監査室により当社グループにおける財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施しております。

(会計監査)

会計監査については、当社と会社法監査および金融商品取引法監査について監査契約を締結しているアーク有限責任監査法人が監査を実施しております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、海外の子会社については、任意監査を所在地国の公認会計士事務所に委託しております。

なお、当期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、つぎのとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 二階堂 博文 氏

指定有限責任社員 業務執行社員 藤本 幸宏 氏

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士15名、その他10名

内部監査、監査等委員監査および会計監査の相互連携につきましては、必要に応じて情報交換・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	3	3	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	3	3	4	0	0	社内取締役

補足説明 [更新](#)

指名・報酬委員会は、河瀬博英、廣渡 眞、細道 靖、山崎克之(社外)、辻 希(社外)、石本哲敏(社外)、野田弘子(社外)の7名(うち社外取締役4名)により構成され、委員長は代表取締役社長執行役員である河瀬博英であります。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき適宜開催され、取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの透明性および客観性の確保に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の数 [更新](#)

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社では、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年3月26日開催の第77回定時株主総会において新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額として、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に金銭による報酬限度額とは別枠で年額80百万円以内(これにより発行または処分される普通株式の総数は年14万株以内)の報酬を支給することが、承認されております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年度における取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する報酬の総額は208百万円、取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)に対する報酬の総額は28百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた年額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬の決定につきましては、「取締役会内規」に定める基準を適用のうえ、代表取締役社長執行役員に委任する旨を取締役会の決議により定めております。また、監査等委員である取締役につきましては監査等委員である取締役の協議により決定しております。

また、経営陣の具体的な報酬額を決定するにあたっては、手続の透明性および客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会(委員の過半数が社外取締役で構成)」を設置しており、2021年3月26日までに5回開催されております。主な活動内容は、2021年3月26日に開催した第77回定時株主総会後の新体制における役員報酬についての審議であり、審議内容が取締役会に答申されております。

役員報酬は、取締役報酬、執行役員報酬、譲渡制限付株式報酬から構成されており、さらに、執行役員報酬は、固定報酬としての基準報酬約60%および業績連動部分としての個別加算報酬約40%により構成されております。

個別加算報酬を算出する指標としては、連結経常利益額を使用しており、執行役員全員の個別加算報酬の合計金額は、前年度の連結経常利益額の一定水準以内になるように設定されております。なお、連結経常利益額の実績は、2019年度は5,619百万円、2020年度は4,702百万円であり、また、当該指標を採用している理由は、売上高の拡大およびコストの低減により経常利益の改善を推進し、企業価値の向上を図るためであります。

役員区分ごとの報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) : 208百万円

取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。) : 28百万円

社外役員 : 27百万円

[社外取締役のサポート体制]

定例の取締役会の開催日は年初に年間スケジュールをあらかじめ決定し、通知しております。

また、監査等委員スタッフおよび経営企画室がサポートにあたり、取締役会資料や重要議題に関する資料を事前に配布し、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行の機能に係る事項)

当社は監査等委員会設置会社を選択しており、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確にこたえる体制の構築に努めております。また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任できる体制をとることにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図っております。

本コーポレートガバナンス報告書提出日現在、取締役会は、河瀬博英、廣渡 眞、元井 彰、細道 靖、三上俊彦、遠藤年誠、甲斐寿徳、長谷川直哉(社外)、野原芳治、山崎克之(社外)、辻 希(社外)、石本哲敏(社外)、野田弘子(社外)の取締役13名(うち社外取締役5名)および取締役を兼務しない執行役員11名の合計24名により構成され、議長は代表取締役社長執行役員である河瀬博英であります。取締役会は、毎月1回以上開催され、重要な意思決定を行うとともに、取締役相互に業務執行を監督しております。

経営会議は、代表取締役社長執行役員である河瀬博英および各部門の担当取締役である元井 彰、細道靖、三上俊彦、遠藤年誠、甲斐寿徳の6名により構成され、議長は河瀬博英であります。経営会議は、毎月1回以上開催され、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、経営上重要な案件について検討を行っております。

部門責任者会議は、取締役兼執行役員である河瀬博英、廣渡 眞、元井 彰、細道 靖、三上俊彦、遠藤年誠、甲斐寿徳の7名、取締役(監査等委員・常勤)である野原芳治、取締役を兼務しない執行役員11名、経営企画室長および監査等委員会事務局1名の合計21名により構成され、議長は代表取締役社長執行役員である河瀬博英であります。部門責任者会議は、原則として週1回開催され、取締役会の業務執行決定権限のうち取締役が委任した事項等について意思決定を行っております。また、複数の部門にまたがる業務執行の効率化を促進するとともに、社会的規範への適合性の観点からも常に必要な検討を加えております。

監査等委員会は、常勤監査等委員である野原芳治、山崎克之(社外)、辻 希(社外)、石本哲敏(社外)、野田弘子(社外)の取締役(監査等委員)5名(うち社外取締役4名)により構成され、委員長は取締役(監査等委員・常勤)である野原芳治であります。各監査等委員は、取締役会に出席するとともに、業務執行の監査を行っております。

指名・報酬委員会は、河瀬博英、廣渡 眞、細道 靖、山崎克之(社外)、辻 希(社外)、石本哲敏(社外)、野田弘子(社外)の取締役7名(うち社外取締役4名)により構成され、委員長は代表取締役社長執行役員である河瀬博英であります。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき適宜開催され、取締役の指名および報酬の決定に関する手続の透明性および客観性の確保に努めております。

リスクマネジメント委員会は、河瀬博英、廣渡 眞、元井 彰、細道 靖、三上俊彦、遠藤年誠、甲斐寿徳、野原芳治の取締役8名により構成され、委員長は代表取締役社長執行役員である河瀬博英であります。リスクマネジメント委員会は、年4回程度開催され、当社グループのリスクマネジメントの全体方針および計画の策定、ならびに、リスクマネジメントの推進を実施しております。

なお、当社は代表取締役社長執行役員の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。

さらに、常設組織として取締役常務執行役員である元井 彰を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、全社員を対象とした法令等遵守の啓発活動を実施しております。

(監査・監督の機能に係る事項)

当社は監査等委員会設置会社を選択しており、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確にこたえる体制の構築に努めております。また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任できる体制をとることにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図っております。

また、当社は代表取締役社長執行役員の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。

なお、当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(指名・解任の機能に係る事項)

取締役候補の指名については、「指名・報酬委員会(委員の過半数が社外取締役で構成)」を設置し、取締役会より同委員会に対して指名候補者の選任等について諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

取締役の解任提案に関しては、「公序良俗に反する行為を行った場合」、「健康上の理由から職務の継続が困難となった場合」、「職務を懈怠することにより著しく企業価値を毀損させた場合」、「選定基準に定める資質が認められないと判断された場合」などに取締役会において決議いたします。

(報酬決定の機能に係る事項)

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた年額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬の決定につきましては、「取締役会内規」に定める基準を適用のうえ、代表取締役社長執行役員に委任する旨を取締役会の決議により定めております。また、監査等委員である取締役ににつきましては監査等委員である取締役の協議により決定しております。

また、経営陣の具体的な報酬額を決定するにあたっては、手続の透明性および客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会(委員の過半数が社外取締役で構成)」を設置しており、2021年3月26日までに5回開催されております。主な活動内容は、2021年3月26日に開催した第77回定時株主総会後の新体制における役員報酬についての審議であり、審議内容が取締役会に答申されております。

役員報酬は、取締役報酬、執行役員報酬、譲渡制限付株式報酬から構成されており、さらに、執行役員報酬は、固定報酬としての基準報酬約60%および業績連動部分としての個別加算報酬約40%により構成されております。

個別加算報酬を算出する指標としては、連結経常利益額を使用しており、執行役員全員の個別加算報酬の合計金額は、前年度の連結経常利益額の一定水準以内になるように設定されております。

なお、当社では、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年3月26日開催の第77回定時株主総会において新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額として、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に金銭による報酬限度額は別枠で年額80百万円以内(これにより発行または処分される普通株式の総数は年14万株以内)の報酬を支給することが、承認されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確にこたえるため、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年度については、法定送付期限の1日前に発送しております。今後も株主総会招集通知のさらなる発送早期化に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2021年3月開催の第77回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、東京証券取引所のウェブサイトであるTDnetや株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算の発表後に、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、2020年度はオンラインでの決算説明会を実施いたしました。このほか、スモールミーティング、ワン・オン・ワン・ミーティングを適宜実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家を中心とした大規模説明会に参加しており、今後も適宜参加する予定です。 また、電話およびウェブならびに訪問取材を利用したワン・オン・ワン・ミーティングは適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に株主・投資家情報ページ (URL: https://www.okabe.co.jp/ir/index.html) を設けております。 当ページには、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主通信、決算のご報告、決算説明会資料等を掲載しております。 また、2020年度より、新たにSDGs特集ページ (https://www.okabe.co.jp/sustainability/) を開設しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、IRの担当部署を代表取締役社長執行役員の下に直轄部署であります経営企画室としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、1917年(大正6年)の創業以来、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献すること」を経営理念に掲げ、社会貢献に資することを重視するとともに、「コンプライアンス規程」を制定し、同規程内に社員行動基準を定めることで、ステークホルダーの立場の尊重を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR(社会貢献活動)の一環として、以下のような活動を行っております。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人岡部亨和奨学財団への寄付 ・自然災害被災者への支援 ・社員のボランティア活動奨励 ・海洋資源の保護育成 ・地域美化清掃活動

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の「内部統制システムの基本方針」はつぎのとおりであります。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長執行役員が、通達、社内報等にて社是に則り法令・定款の遵守と良識・倫理観に基づいた行動を取締役および使用人に求め、その精神があらゆる企業活動の拠り所とすることを伝えております。コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会の委員長には取締役兼役員執行役員を任命し、同委員会を中心に全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の解消に努め、その具体化を徹底しております。また、任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの透明性および客観性の確保に努めております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役社長執行役員は、情報の保存、管理に関する統括責任者となる取締役を任命しております。また、文書管理規程を制定し、職務執行に係る情報を文書または電磁的に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程の定めによりこれらの文書等をいつでも閲覧できるものとしております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは企業価値を維持増大していくため、リスクを適切に管理すべく、代表取締役社長執行役員が委員長、ならびに、各部門の担当取締役および監査等委員会委員長が委員を務めるリスクマネジメント委員会を2020年10月に設置し、リスクマネジメント規程を制定しており、同委員会において、当社グループのリスクマネジメントの全体方針および計画の策定、ならびに、リスクマネジメントの推進を実施してまいります。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは全社的な目標を定め、目標達成に向けて各部署が実施すべき具体的な目標(予算制度、個人目標評価制度)、権限、配分を含めた効率的な達成方法を定めております。ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会に定期的に報告され、目標達成率を高め全社的な業務の効率を実現するシステムを構築しております。さらに、部門責任者会議において各部門間の連携・調整を行い、効率的な業務遂行に対する阻害要因については、その排除、軽減策を採っております。各取締役の目標に向けての効率的な業務遂行状況については、代表取締役社長執行役員が総合的に評価しております。

(5)当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

岡部グループ行動指針を定め、グループ方針に基づき当社を中心に一体として運営されており、当社および国内連結子会社は統一された情報システムを構築しております。グループ会社ごとに目標が定められ、その達成状況は定期的にITを活用したシステムによりデータ化され、取締役会に報告されております。グループ会社の不動産取得等重要事項についても、当社取締役会付議事項としております。また、当社は、グループ会社の取締役または監査役を派遣し、グループ会社の経営と監査を行っております。さらに、代表取締役社長執行役員は、当社の幹部社員およびグループ会社の代表取締役社長等が一堂に会する拡大役員会を定期的に招集し、グループ方針に基づく経営とコンプライアンスを徹底しております。

(6)監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
必要に応じて職務補助のため、監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員の意見を尊重するものとしております。なお、監査等委員は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請できるものとしております。

(7)取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告体制ならびにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

()取締役が監査等委員会に報告すべき事項については、つぎに定める事項としております。

- (a)部門責任者会議および経営会議で決議された事項
- (b)会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- (c)毎月の経営状況として重要な事項
- (d)内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (e)重大な法令・定款違反
- (f)通告制度の通報状況および内容
- (g)その他コンプライアンス上重要な事項

()使用人は、前項(b)、(e)および(g)に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとしております。また、監査等委員会は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請できるものとしております。

(8)監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払いまたは償還をうけることができます。また、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有しております。

(9)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および重要な使用人からヒアリングを実施する機会を設けるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

(10)財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、グループ会社も含めた内部統制システムを構築し、運用しております。また、内部監査室により内部統制の整備・運用状況につき、有効性評価等を実施しております。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1)取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には取締役13名(うち社外取締役5名)が出席し、重

要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

(2)監査等委員の職務の執行について

監査等委員である取締役5名(うち社外取締役4名)は監査等委員会規程等に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

(3)内部監査の実施について

内部監査室にて、社内各部署および当社グループが、法令、定款、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているかを、書類閲覧および実地調査によって監査しております。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するよう取り組んでおります。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)およびその下部組織である本所地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定期的な研修会への参加等を通じ情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士・警察署・特防連等と連携し、速やかに対応する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2021年3月26日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)を継続いたしました。本プランの詳細につきましては、2021年1月29日付当社プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」(当社ホームページURL:<https://www.okabe.co.jp/>)にてご覧いただくことが可能です。)をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりとなっております。

情報管理責任者は管理部門を統括する取締役が担当しており、当社および当社グループにおいて発生した重要事実に関する情報をつぎのとおり把握、管理し、重要事実が確認された場合、代表取締役社長執行役員に報告し、適時開示担当部署である経営企画室との協議を経て、代表取締役社長執行役員の決定により、速やかに開示を行うこととしております。

1. 取締役会における決議事項については、取締役である情報管理責任者が取締役会に出席し、把握しております。
2. 当社各部門等における重要な決定事実または発生事実は、「インサイダー取引防止規程」に従い、各部門長が情報管理責任者に速やかに報告を行うこととなっております。
3. 子会社につきましては、各部門により管理する子会社を明確にしており、各部門が担当子会社において発生した重要事実に関する情報の報告を随時受けて、速やかに情報管理責任者に報告する体制となっております。

また、未公表の重要事実に関する情報の漏洩防止のため、当社および当社グループの役職者がその職務に関して取得した内部情報の管理を徹底しております。

